

亀山市告示第90号

亀山市市民活動応援交付金交付要綱（平成25年亀山市告示第97号）第14条の規定により亀山市市民活動応援券を発行したので、同要綱第15条第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和8年4月1日

亀山市長 櫻井 義之

- 1 单位名称 えがおカード
- 2 発行枚数 55,730枚
- 3 発行年月日 令和8年4月1日
- 4 有効期限 令和9年3月31日
- 5 管理番号 5桁の通し番号
- 6 表面



7 裏面

亀山市のまちづくりにがんばっている市民活動団体をみんなで応援しましょう！

市民活動応援券は、市民活動団体(登録団体)を応援するための券です。

亀山市市民活動応援券を、手にした日付を書き込んでください。

①	/	②	/	③	/
---	---	---	---	---	---

市民活動応援券の使い方

- 登録団体に、事業又はサービスを提供してもらったお礼として使用することができます。
- 直接登録団体へ寄附するほか、寄附ボックスや寄附ボードに投函して応援することもできます。
寄附ボックスや寄附ボードに投函して応援すると「けんこうマイレージポイント(50p)」がもらえます。
- なお市民活動応援券は、いかなる理由においても、再発行や交換はできません。

亀山市 市民文化部 まちづくり協働課 市民協働グループ
TEL : 0595-84-5008

使い方の動画はこちら→

